

千代田せいが保育園 令和4年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画 (編制:園長 倉掛秀人)

(注意)赤い文字が変更点や重点項目 令和4年3月15日現在

<p>事業の目的</p>	<p>子どもの実態や、子どもを取り巻く環境、卒園後の育ちの見通し、保護者の意向、保育者の願いに基づき、豊かに伸びていく可能性を秘めた子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことと、保護者の子育てを支え、子育てに役立ちますべく貢献することを事業とする</p>				<p>保育理念 (事業運営方針)</p>	<p>① 共生 他を受け入れ、共に生きているなかで、それぞれの子どもが周りのすべての環境のなかで生かされていることを知り、自分も相手の存在を深め、また豊かにしていくことができる社会をつくる ② 貢献 さまざまな体験を通して得た知識や知識を用いることによって、よりよい共生を目指す(貢献)ことに喜びを感じる子どもを育てる</p>
<p>教育・保育方針</p>	<p>「子どもの主体性を育てる保育」 ①子どもの主体的な活動としての生活を保障する保育(生活をはくむ) ②子どもの自発的な活動としての遊びを保障する保育(自遊をはくむ) ③一人ひとりの特性に応じた保育(個性をはくむ) ④人とのかわりあいを大切にした保育(社会性をはくむ)</p>				<p>園の教育・保育目標</p>	<p>「自分らしく意欲的で、思いやりのある子ども」 ①自ら課題をみつめ、自ら考え行動する子ども(主体的に行動する子ども) ②やりたいことをやれる子ども(意欲的な子ども) ③自分を好きになる子ども(自尊感情をもてる子ども) ④人の喜びを喜べる子ども(思いやりのある子ども)</p>
<p>子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) (保育目標・保育の内容とともに明確な計画の目標等 第一学年指導要領「行事のねらい」を参照)</p>	<p>乳児 寛いだ雰囲気の中で様々な欲求が満たされ、身近な人との関わりの中で生活が安定する</p>	<p>3歳児 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する</p>	<p>1歳児 歩行や言葉の獲得に向けて、興味や行動範囲を広げ、表現の広がりを見せていく</p>	<p>4歳児 仲間と共に過ごすことや遊びの中で創造的な表現が豊かになる</p>	<p>保育時間など 2・3号認定/基本保育時間 標準認定 7:30～18:30 短時間認定 9:00～17:00 延長保育時間 標準認定 18:30～20:30</p>	
<p>園教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</p>	<p>園教育及び保育において育みたい資質・能力</p>		<p>園幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p>	<p>園小学校との接続</p>	<p>園家庭との連携</p>	<p>園特に配慮すべき事項/発達上の課題と支援</p>
<p>保育基本法第1条の目的および第2条の目的を達成するために、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎(同第1条)であること</p>	<p>「現在を最もよく生き望ましい未来を創り出す力の基礎」を育てるために、左の教育及び保育の基本を踏まえ、育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3本の柱を一体的に育む。その際、学びに向かう力は、心算・意欲・態度を培うことであり、これが非認知的能力や社会情動のスキルであることと認識し、それを基本にしながら3本柱を育むことが肝要である。</p>		<p>10の姿とそれに対応した48細目は、目指す自発の方向目標であり、教育の5領域のなかで小学校以降の学びと生活の基礎となる子どもの姿である。主体的・対話的で深い学びのなかで育むこれらの姿は、子どもの心情・意欲が基本となる。</p>	<p>小学校での生活と学びが主体的・対話的で深い学びとなるように、一人ひとりの子どもの発達をその子らしく、0歳から6歳までの発達過程を辿っていることが何より大切である。6歳の平均的発達に含めることではない、その子の発達途中にだけ見られることが小学校に向けたアロウエーションとして重要である。</p>	<p>安定した親子関係と、家庭と園の信頼関係を築く。家庭の状況は児童や家庭状況、個人面談等で把握すると同時に、園のおしりやHPなどによって、園の情報を提供し、相互理解を深める。また、教育及び保育の主体的な計画や園行事、保育ドキュメント・プログラム・個別サポートを行う。保護者参加行事等により保育者や子どもが育ちを共に育む。さらに保護者や先生、地域とのつながりの結実となる「グッドデザイン」を。</p>	<p>子どもがわかる範囲のものは教材であるという観点から環境を適した教育を保障すること。 0歳児から優れた学び手である乳児にふさわしい「物的・空間的環境を用意すること」 9か月未満を基にした幼児の認知力および発達特性を考慮し、乳児用玩具の関わりを大切にすること。 一人ひとりに寄り添うこと、子どもが自分のペースで発達を遂げることを重視すること。 家庭と連携し、家庭から発達支援や生活リズムの大切さを伝え、適切な対応を促すこと。 特別な配慮が必要な子は、環境との関係性からその特性を捉え、適切な対応を工夫すること。</p>
<p>教育及び保育の基本と目標</p>						
<p>基本(1)好奇心・探求心を刺激し思わず遊びたくなる魅力的な環境 (2)自発的な活動による心ほぐされる心身状態 (3)またやりたい、もっとやりたいの意欲的再現が見られる学びの環境 (4)異年齢児の生活と遊びを育む「わらわらび内容」 (5)DO-SEE-PLANの保育過程による子どもの経験の質の確保を優先するカリキュラム・マネジメント(書類の徹底の削減)</p>						
<p>発達のステージ(異年齢保育)</p>						
<p>一人ひとりの発達を保障するための0～1歳の異年齢児保育</p>		<p>満3歳までの自立を育む保育</p>		<p>一人ひとりの発達を保障するための3～5歳の異年齢児保育</p>		<p>◆5歳児クラスが0～1歳、2歳の部屋で過ごすお手伝い保育</p>
<p>園業務 (保育業務が行う事項)</p>	<p>乳児 ●生理的欲求・社会的欲求を満たす ●授乳と離乳食 ●情緒の利用可能性の保障 ●基本的信頼関係の形成</p>	<p>1歳児(満1歳以上) ●生活リズムの形成を促す ●離乳食から幼児食へ ●温かみやり取りによる心の安定</p>	<p>2歳児(満3歳含む) ●適度な運動と休息の充足 ●自己の育ちへの受容と共感</p>	<p>3歳児 ●健康的な生活習慣の形成 ●主体性の育成</p>	<p>4歳児 ●運動と休息のバランスと調和を図る ●自己肯定感の確立と他者の受容</p>	<p>5歳児 ●健康・安全への意識の向上 ●心身の調和と安定により自信を持つ</p>
<p>園わらわらび内容及び内容並びに配慮事項</p>						
<p>(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)</p>						
<p>◎教育及び保育 (園児が環境に関わりながら経験する事項)</p>	<p>健康 ●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活リズム ●意欲的な育ち ●親子と愛情を基盤とした他の大人との信頼関係の形成 ●情緒の育ちと応答による言葉の育ち ●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現</p>	<p>人間関係 ●歩行の確立による行動範囲の拡大 ●周囲の人への興味、関心の広がり ●共同注意 ●好奇心を高める</p>	<p>言葉 ●言葉の獲得 ●話しはじめ ●言葉のやり取りの楽しさ ●言葉の育ち ●言葉の獲得 ●話しはじめ ●言葉のやり取りの楽しさ ●言葉の育ち</p>	<p>健康 ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立 ●人間関係 ●道徳性と協同遊びの増大 ●身近な環境への積極的な関わり ●表現</p>	<p>健康 ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立 ●人間関係 ●道徳性と協同遊びの増大 ●身近な環境への積極的な関わり ●表現</p>	<p>園幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目</p>
<p>※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分けされている(基本的事項を十分に参照)。 ※要項は乳児と満1歳に区分けされているので、満1歳を超えた場合は1歳児の領域を参照。 ※要項は、満3歳の誕生日を迎える前保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。</p>	<p>健康 ●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活リズム ●意欲的な育ち ●親子と愛情を基盤とした他の大人との信頼関係の形成 ●情緒の育ちと応答による言葉の育ち ●身近な環境への興味を持つ ●身体の諸感覚認識による表現</p>	<p>人間関係 ●歩行の確立による行動範囲の拡大 ●周囲の人への興味、関心の広がり ●共同注意 ●好奇心を高める</p>	<p>言葉 ●言葉の獲得 ●話しはじめ ●言葉のやり取りの楽しさ ●言葉の育ち ●言葉の獲得 ●話しはじめ ●言葉のやり取りの楽しさ ●言葉の育ち</p>	<p>健康 ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立 ●人間関係 ●道徳性と協同遊びの増大 ●身近な環境への積極的な関わり ●表現</p>	<p>健康 ●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立 ●人間関係 ●道徳性と協同遊びの増大 ●身近な環境への積極的な関わり ●表現</p>	<p>園幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目</p>
<p>大健康支援/状態把握・増進・疾病対応</p>	<p>大食育の推進</p>	<p>大環境、衛生・安全管理</p>	<p>大災害への備え(自然災害含む)</p>	<p>◆長時間保育の配慮</p>	<p>◆子育ての支援</p>	<p>◎カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</p>
<p>●健康及び発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の園児による健康診断(内科) 乳児は毎月。歯科は2回 ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健計画(別紙参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の園内検査(調理員、園児担当)</p>	<p>●幼児保育士による食育支援(別紙参照) ●食育支援(食育)・食育支援(食育)・食育支援(食育) ●食育支援(食育)・食育支援(食育)・食育支援(食育) ●食育支援(食育)・食育支援(食育)・食育支援(食育) ●食育支援(食育)・食育支援(食育)・食育支援(食育) ●食育支援(食育)・食育支援(食育)・食育支援(食育)</p>	<p>●施設内での設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●感染症(年1回)/季節性インフルエンザ(年1回)の専門業者による検査(年1回) ●園児や職員等の健康管理(年1回) ●園児や職員等の健康管理(年1回) ●園児や職員等の健康管理(年1回) ●園児や職員等の健康管理(年1回) ●園児や職員等の健康管理(年1回)</p>	<p>●日常消防訓練(避難・消火は毎月)火災、地震を想定 ●総合防災訓練(通報・応急処置・引き渡し・防災教育) ●年間訓練計画の消防署との合議(毎年春) ●消防署による立ち入り検査(不定期) ●リクスマネジメント(毎日の園舎・有目的の点検) ●子ども及び職員の清潔保持・持病状態の確認 ●感染症予防対策の作成と実施及び保護者との情報共有 ●感染症発生時の緊急対応(インフルエンザやノロウイルスなど) ●非常発生時の緊急事態(万が一)の対応 ●非常発生時の緊急事態(万が一)の対応</p>	<p>●家庭で過ごす時間が長いことが問題にならないように、園も思いやりで過ごすことができることを基本とする(要項) ●延長保育の利用者は夕食・朝食を先生と共に食べることができる。 ●子どもの発達保障のために、夜8時以降までできる生活リズムを確保するために、その意を保護者に理解してもらうようにする。 ●地域活動(赤ちゃんのための睡眠講座・社会ごっこのあるおやつなど)</p>	<p>●保育団体(小学生、中学生、高校生の保育体験) ●育児不安の軽減・解消(未就園児の団体検・出産前後の母子支援) ●保育者養成校(大学・短大・専門学校)の学生の実習受け入れ ●地域活動(赤ちゃんのための睡眠講座・社会ごっこのあるおやつなど)</p>	<p>保育の質は保育の過程にあり、とくに子どもの経験の質が保育の質と同等である。そのクオリティを高めるには、言い換えると、一般的には「子どもがよく育つこと」であり、「よぶこと」であり、保育者自身が「自分らしく意欲的で、思いやりのある子ども」もよりそうなることである。それに向けた取り組みのすべてをマネジメントすることが組織運営だが、なかでもカリキュラム運営つまり、この「全体的な計画」のマネジメントが関係することになる。したがって「育ち」の質、また子どもが経験の質の高まりに向けたマネジメントが、どうされているかということになる。そのための質のモニタリングと発達の結果も決定する複数の指標(別紙参照)を用いて、組織的に自己評価を継続する。第三者評価では組織マネジメントのカテゴリー2-01「着実な計画と実行」およびカテゴリー7「重要課題に対する積極的行動」にあたる。</p>
<p>保育所の社会的責任</p>	<p>●千代田市の保育ニーズへの対応 ●保育の質を子どもを取り巻く環境との相互作用の質と捉え、①園児の発達を保障し、②親子関係の安定化を図り、③地域の家庭の子育てを支えるという3つの事業を通じて、社会的責任を果たす</p>			<p>説明責任と情報公開</p>	<p>●保育理念や方針 ●運営規程 ●会計事務所および社会保険労務士会による部分業務委託 ●ホームページ・ブログ ●保育参観 保育体験 アロウエーション 保護者参加行事 ●財務情報(決算)</p>	
<p>人権尊重意識等</p>	<p>●子どもを立派な人格をもつ主体としてみる ●職員のクレド「見守る保育の三原則」子どもの権利条約に基づき保育 ●個人情報保護 ●苦情処理対応対応 ●第三者委員</p>			<p>特色ある教育と保育</p>	<p>●子ども主体の保育で「見守る保育」発祥の園 ●異年齢児保育など子ども同士の間で育つ力を重視 ●人間関係を創造する保育としてグッドデザイン賞を受賞 ●生き物と共生体験ができる自然環境(池・オアツ) ●3つの都知事賞を受賞している保育としての意育 ●保育所保育指針の解説DVDにモデル提供した保育環境</p>	
<p>地域の貢献に資する教育・保育活動への参加</p>	<p>●保育の質を測定する複数の評価指標を構築して実施 ●子どもの育ちは教育要領と保育指針のわらわらび内容及び内容を発達をアセスメントする「モニタリング」を活用 ●自らの保育は25分(保育環境・職員) ●園の自己評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●第三者評価と連動 ●自己目標設定力の育ちと自分で行う個人別研修計画の確立 ●危機管理マニュアルの不断の見直し</p>			<p>研修計画</p>	<p>●研修はOTを柱にする ●新しい見聞はOFF-ITで研修 ●講師を招いての園内研修 ●保育環境研究所キッズイングリッシュ(GT)主催の研修 ●GTの役員園として、全国400園を超える仲間と同じ保育理念で学びあえる研修環境(見守る保育) ●職員育成のための理念が基盤(保育の三善・5M・見守る保育10か条・乳幼児教育法) ●新しい教育・保育要領の理解を促すキッズアップ研修の開催 ●キャリアパスと処遇改善の運動</p>	
<p>自己評価等</p>	<p>●保育の質を測定する複数の評価指標を構築して実施 ●子どもの育ちは教育要領と保育指針のわらわらび内容及び内容を発達をアセスメントする「モニタリング」を活用 ●自らの保育は25分(保育環境・職員) ●園の自己評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●第三者評価と連動 ●自己目標設定力の育ちと自分で行う個人別研修計画の確立 ●危機管理マニュアルの不断の見直し</p>			<p>全体的な計画の編制の根拠</p>	<p>平成30年度告示の保育所保育指針を基本としながらも、併せて幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえている。したがって、満3歳以上の教育は、幼稚園および認定こども園における教育課程としての「わらわらび内容」と同等である。</p>	